

平成27年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成27年11月2日（月）から平成27年12月16日（水）まで

2 監査の対象

平成26年度の財務に関する事務の執行及び財産の管理状況

3 監査対象部局及び日程

別添「平成27年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び着眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成26年度の財務に関する事務の執行及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

(1) 服務・給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 教職員が週休日に内国旅行を命じられた際の当該教職員に対する週休日の振替命令を行っていないものがあった。

(原町小学校、第一中学校)

イ 教職員（校長及び副校長を除く。）の出張復命書の命令権者欄には副校長の押印が必要であるが、校長が押印しているものがあった。

(田道小学校、原町小学校、第七中学校、第九中学校)

ウ 超過勤務時間の算定を誤り、超過勤務手当を少なく支給していたものがあった。

(第九中学校)

エ 旅費の計算について、運賃、定期券調整、回数券調整等に誤りがあり、旅費の支

給額に過不足が生じていたものがあった。

(田道小学校、駒場小学校、原町小学校、上目黒小学校、
中根小学校、第一中学校、第七中学校、第九中学校)

オ 週休日を振り替えて勤務日となった日の正規の勤務時間内に部活動の引率指導業務を行った教員に対して、教員特殊業務手当を支給しているものがあった。

(第一中学校)

(2) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 物品等の購入に際して、同一業者や同種の別業者と、同日や連日又は短期間に、見積書徴取を1者とする1件当たりの金額5万円未満の契約を繰り返し行っているものがあった。

(田道小学校、原町小学校、上目黒小学校、第一中学校、第九中学校)

イ 見積書徴取を1者とする理由について、10万円未満の委託等契約における契約確認票の「予定価格が10万円未満で緊急対応が必要であるため」、又は30万円未満の工事契約における契約確認票の「予定価格が30万円未満で、緊急対応が必要な工事であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないものがあった。また、見積書徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があったが、記載されていなかった。

(五本木小学校、田道小学校、駒場小学校、原町小学校、上目黒小学校、
東山小学校、第一中学校、第七中学校、第九中学校、第十一中学校)

ウ 契約確認票の種別において、委託等用を使用すべきところ、物品購入用を使用しているものがあった。

(駒場小学校、上目黒小学校、東山小学校、
第一中学校、第七中学校、第九中学校)

エ 契約書の作成に当たり、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものがあった。

(五本木小学校、原町小学校、第七中学校)

オ 仕様書が必要な契約であるが、仕様書を作成していないものがあった。

(駒場小学校、上目黒小学校、第一中学校)

(3) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったもの

部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、当該旅費は、毎月の実績に応じて教育委員会事務局に請求し、翌月末に学校長口座へ振り込まれていたが、保護者への支払をその都度行わず、年1回にまとめていたもの、年3回に分けていたもの又は翌年度の12月に行っていたものがあった。また、保護者に当該旅費を支払った際に受け取った領収書を顧問教諭が手元に保管したままになっているものがあった。

(第九中学校、十一中学校)

(4) 理科準備室内における毒物劇物の管理が適正でなかったもの

ア 毒物劇物の管理について、自己点検表を用いた点検を行っていないものがあった。

(田道小学校、原町小学校、上目黒小学校、第一中学校)

イ 保管庫内の残量と毒物劇物管理簿の記載とが一致していないものがあった。

(原町小学校、第一中学校、第十一中学校)

ウ 毒物劇物管理簿に、管理担当者と管理責任者の押印又はサインがないものがあった。また、教育委員会事務局が通知している様式とは異なる様式を使用し、管理担当者と管理責任者の押印欄のないものがあった。

(田道小学校、原町小学校、第一中学校、第七中学校)

エ 在庫量の記録において、年と月のみを記載し、日にちを記載していなかった。

(上目黒小学校)

オ 毒物劇物危害防止規定において、管理責任者名、管理担当者名、貯蔵設備、定期点検の実施回数の記載がないものがあった。

(田道小学校、上目黒小学校、第一中学校、第九中学校)

2 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 服務・給与事務、契約事務、会計事務について

服務・給与事務、契約事務及び会計事務については、上記指摘事項(1)から(3)までに示す事務処理ミスが複数校で見受けられた。これらの事務処理ミスが発生した原因は、担当者の引継ぎが不十分であったこと、事務処理マニュアル等の理解が不十分であったこと、スケジュール管理が不徹底であったこと、学校内におけるチェック体制が不十分であったことなどによるものである。

学校運営においては、支障なく授業ができることが求められているが、併せて、上記の事務処理を正確に、効率的に、経済的に執行することも求められている。今回の監査で指摘等を行った事項は、各学校に共通する事務に関するものであるため、指摘事項等の情報を共有するとともに、これらの事務に関する各種の通知文や事務処理マニュアルについて繰り返し参照し、事務処理ミスの防止のため、必要な具体的方策を検討した上で、改善策に取り組まれない。

(教育政策課、教職員・教育活動課、各学校)

(2) 門扉に取り付けている電気錠の管理について

門扉に取り付けている電気錠については、学校における安全確保のため平成17年9月から来訪者確認システムを稼働し、使用しているところである。

今回の監査では、複数の学校において、電気錠の誤作動や耐久性の面から管理に支障が生じたため修理を行っていることが確認できたが、修理を繰り返している学校もあり、各学校だけでは対応では難しい状況がうかがわれた。

教育委員会として、学校における安全確保の観点から電気錠の状態を確認し、必要な対策を実施されたい。

(教育政策課、各学校)

(3) 毒物劇物の管理について

理科準備室内における毒物劇物の管理については、校内での重大事故を未然に防止する観点から、教育委員会事務局教育指導課長から学校長宛てに「学校内に保管している薬品類、刃物類等の管理の徹底について（平成26年3月7日付け目教指第9103号）」により、毒物劇物危害防止規定、毒物劇物管理簿、自己点検表の標準様式を示して、その保管・管理を適切に行うよう通知しているところである。しかし、今回の監査では、毒物劇物の管理について上記指摘事項（4）に示す適切ではない事項が複数校で見受けられた。

各学校長においては、当該通知に基づき、毒物劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の徹底と確認など、適切な管理に努められたい。

教育委員会として、引き続き毒物劇物の管理について各学校を指導し、適正な管理が行われるよう徹底されたい。

(教育指導課、各学校)

3 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査では、各学校が経費の効率的・効果的な執行に努めており、おおむね適正に予算が執行され、学校施設が管理されていることが認められた。

しかしながら、一部の学校においては、指摘事項とせざるを得ない不適切な事務処理や改善について検討が必要な事項が見受けられた。これらの指摘事項等には、これまでの監査において繰り返し指摘等を行っているものもある。毒物劇物の管理については、前年度の監査対象校における管理がおおむね適正であったことと比較すると残念な結果である。

今回の監査で指摘等を行った学校はもとより、監査対象以外の各学校も含め、教育委員会事務局とも指摘事項等の情報を共有し、教育委員会と学校とが連携して事務改善等を図り、各学校における事務処理と施設管理の一層の適正化に努められたい。

また、監査の実施に当たり、各学校における事前の書類点検等により事務処理ミスが見つかる事例が散見されることから、日常的に書類等の点検を徹底し、担当者任せにしない組織的な対応を行い、正確で適切な事務処理に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各学校長、副校長及び事務担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

以 上